

## 定期検査の対象となる特定計量器

定期検査対象の特定計量器は、法で以下のとおり規定されています。

①非自動はかり（以下の（ア）から（ウ）のものおよび目量が10mg未満、目盛標識の数が100未満のものを除く）、分銅、おもり

（ア）平方メートルで表した載台の面積の値をトンで表したひょう量で除した値が0.1以下のもの

（イ）ひょう量が0.5トン以上であって、載せ台の幅が400ミリメートル以下のもの

（ウ）自重計

②皮革面積計

非自動はかりには、大きく「機械式」と「電気式」に分かれており、次のような種類があります。

（次のページに続く）

【機械式はかり（一例）】

出典：大和製衡株式会社



ばね指示はかり

出典：株式会社田中衡機工業所



不等比皿手動はかり

出典：大和製衡株式会社



台手動はかり

出典：株式会社村上衡器製作所



等比皿手動はかり

出典：株式会社三光精衡所



直線目盛付指示はかり

出典：三和屋計器株式会社



棒はかり

【電気式はかり（一例）】

出典：株式会社イシダ



電気抵抗線式はかり

出典：大和製衡株式会社



トラックスケール（電気抵抗線式はかり）

【分銅、おもり（一例）】

出典：株式会社エー・アンド・デイ



分銅

出典：大和製衡株式会社



増しおもり